

東郷湖漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、東郷湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら及びすずきをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、東伯郡湯梨浜町、三朝町に住所を有する者並びに中学生以下の者及び70歳以上の者については、この限りでない。

2 遊漁料の納付は、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付することにより行うものとする。

(漁具又は漁法の制限)

第3条 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行ってはならない。

- 一 さお釣り（引懸を除く。以下同じ。）
- 二 手釣り
- 三 たも網
- 四 徒手採捕

2 前項に掲げる漁具又は漁法による場合においても、船、いかだ等を用いてはならないものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期間
こい	7月16日から翌年5月14日まで
ふな	11月1日から翌年4月30日まで
わかさぎ	10月1日から翌年4月30日まで
しらうお	11月1日から翌年4月30日まで
うなぎ	5月1日から12月31日まで
えび	5月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁止区域	禁止期間
東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地における東郷川河口から上流180メートルの水域	1月1日から3月31日まで及び5月15日から7月15日まで
東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾屋敷394(東郷池尻右岸)と同地点から276度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の水域	1月1日から12月31日まで
東伯郡湯梨浜町大字南谷におけるかまがつぼ排水路	
東伯郡湯梨浜町大字下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の水域	
東伯郡湯梨浜町大字藤津における藤津橋下流端から下流の舎人川の区域	5月15日から7月15日
東伯郡湯梨浜町大字長江における県道東郷湖線と長江港川との交差する部分における長江港川下流端の水域	
東伯郡湯梨浜町大字門田における門田橋下流端から下流の埴見川の区域	
東伯郡湯梨浜町大字長和田における羽衣石橋下流端から下流の羽衣石川の区域	1月1日から3月31日まで及び5月15日から7月15日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の名称	大きさ
こい	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

漁具又は漁法	期間	遊漁料
さお釣り、手釣り、たも網	年間	3,000 円
及び徒手採捕	1 日限り	1,000 円

- 2 前項の規定にかかわらず、高校生及び身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）に係る遊漁料の額は、前項の額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 3 遊漁料は、東郷湖漁業協同組合事務所（東伯郡湯梨浜町大字上浅津 123-20）において納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとすること。

表

裏

遊漁承認証		
下記のとおり遊漁を承認します。		
遊漁者	住所	年齢
	氏名	
承認期間		
魚種		
漁具又は漁法		
遊漁料		
発行者		
東郷湖漁業協同組合	印	
連絡先		

注意事項

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。

2 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	
有効期間	
発行年月日	
発行者	
東郷湖漁業協同組合	印

裏

注意事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料の1.5倍に相当する額を徴収するものとする。

2 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。